

業務の運営に関する規程

ライラック株式会社
ライフアップジョブ事業所

第1 求人

1 当社は、日本国内における港湾運送業務と建設業務を除くすべての職種に関して、いかなる求人の申込みについてもこれを受理します。ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常 の労働条件と比べて著しく不適当である場合、一定の労働関係法令(労働基準法および 職業安定法等)違反のある場合および反社会的勢力などによる求人である場合には受理しません。

2 求人の申込みは、求人者またはその代理人が直接来社されて、所定の求人票により、お申込みください。直接来社できないときは、郵便、電話、または電子メールでも差し支えありません。

3 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の労働条件をあらかじめ書面の交付、電子メール等により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付、電子メール等による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。

第2 求職

1 当社は、日本国内における港湾運送業務と建設業務を除くすべての職種に関して、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合および反社会的勢力に該当する場合には受理しません。

2 求職申込みは、本人が直接来社されるか、メールでの所定の求職票によりお申込みください。

第3 紹介

1 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、そのご希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話いたします。

2 求人の方には、そのご希望に適合する求職者を極力お世話致します。

3 紹介に際しては、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ書面の交付または希望される場合には電子メール等により明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付、電子メール等による 明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行います。

4 一度求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。

6 当社は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業または作業閉鎖の行われている間は求人者に、紹介を致しません。

7 就職が決定しましたら求人された方から別表の手数料表に基づき、紹介手数料を申し受けます。

第4 その他

1 当社は、職業安定機関およびその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。

2 当社の行った職業紹介の結果については、求人者、求職者両方から当社に対して、その報告をしてください。また、当社の職業紹介により期間の定めない労働契約を締結した求職者が就職から6ヵ月以内に離職(解雇された場合を除く。)したか否かについて、求人者から当社に対して報告してください。

3 当社は、求職者または求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。

4 当社は、求職者または求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切致しません。

5 当社の取扱職種の範囲等は、日本国内における港湾運送業務と建設業務を除くすべての職種です。

6 当社の業務の運営に関する規定は、以上のとおりであります。当社の業務は、すべて職業安定法関係法令および通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は担当者に詳しくおたずねください。